

1. 議事日程第4号

(平成21年第9回大口町議会定例会)

平成21年9月24日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第60号 大口町国民健康保険条例の一部改正についてから議案第71号 普通財産の無償譲渡についてまで、認定第1号 平成20年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について並びに請願第1号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める請願書についてまで(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第72号 教育委員会委員の任命について、議案第73号 教育委員会委員の任命について、及び諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまで(討論・採決)
- 日程第4 議員提出議案第6号 学級規模の縮小と時期定数改善計画の実施を求める意見書提出についてから議員提出議案第9号 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書提出についてまで(提案説明・質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第74号 明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事(第2工区)請負契約の変更について(提案説明・質疑・討論・採決)
- 日程第6 議員派遣について

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	齊木 一三
11番	吉田 正輝	12番	木野 春徳
13番	倉知 敏美	14番	酒井 久和
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鋏	副町長	森 進
教育長	長屋 孝成	地域協働部長	大森 滋
健康福祉部長	村田 貞俊	建設部長 兼都市整備課長	近藤 定昭
総務部長 兼政策推進課長	近藤 則義	生涯教育部長	三輪 恒久
会計管理者	星野 健一	行政課長	掛布 賢治
学校教育課長	近藤 孝文		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	小島 幹久	議会事務局長 次	佐藤 幹広
--------	-------	-------------	-------

開議の宣告

議長（齊木一三君） それでは、皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

諸般の報告

議長（齊木一三君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

各常任委員長及び決算特別委員長より、委員会審査報告書が提出されましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第60号から議案第71号まで及び認定第1号並びに請願第1号について（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（齊木一三君） 日程第2、議案第60号 大口町国民健康保険条例の一部改正についてから議案第71号 普通財産の無償譲渡についてまで、認定第1号 平成20年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、並びに請願第1号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める請願書までを一括議題といたします。

委員長報告、委員長報告に対する質疑を行います。

各常任委員長及び決算特別委員長から、委員会の審査経過及び結果について報告を求めます。

総務建設常任委員長 倉知敏美議員。

総務建設常任委員長（倉知敏美君） 改めまして、皆様おはようございます。

議長さんの御指名をいただきましたので、去る9月8日の本会議におきまして私ども総務建設常任委員会が付託を受けました6議案につきまして、慎重に審査いたしました。その内容と結果を、付託議案の順に御報告を申し上げます。

なお、この委員会は、9月14日午前9時30分から役場3階第1委員会室にて、委員さん全員の出席と酒井町長、森副町長以下関係職員の出席を得まして開催をいたしました。

それでは最初に、議案第62号 大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について御報告を申し上げます。この議案に対しましては特に質疑もなく、議案第62号は、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次の議案第63号 大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正につきましても特に発言もな

く、採決の結果、全員の賛成をもちまして原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第64号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第4号）（所管分）について質疑に入りました。

まず初めに、愛知県緊急雇用創出事業基金事業費補助金を使って臨時職員1名採用し、図面のデジタル化などの仕事をさせるとのことだが、今回も半年が限度かとの問いに、そのとおり、6ヵ月で雇用を計画している、そういう答弁がございました。それでは社会保険はどうかの質問に、1日8時間働きますので、社会保険には入っていただくというお答えがありました。さらに、されば6ヵ月働けば失業保険の対象になるのか、予算もそのように理解すればよいのかとの質問に対しまして、今回の緊急雇用で土木に関するものはそれに該当する。そのほかには、地域振興課でも今回計上して該当しているという答弁がございました。

関連で、文教福祉常任委員会の所管ではあるが、同じ愛知県の緊急雇用創出事業基金事業費補助金を受けて施行する、親子たけのこ自然教室竹林整備委託料は5ヵ月の雇用で予算を計上している。これは、仕事を心得て収入を得るのがまず第一と考えているので、御理解いただきたいという報告がございました。いずれにいたしましても、契約期間が切れたら失業保険の対象にもならないということがないように十分留意して検討してほしいという要望がございました。

次に、住環境整備事業の修繕料追加について、その内容を問う質問がございました。これに対しまして、植松住宅の床修繕と小口住宅の退出後の全面的改修及び全体の一般的修繕であるとの答弁がございました。さらに、完璧な修繕は無理なのか。そして、入居状況はどうかのかという問いに対しまして、耐用年数的にも完全は難しく、壊れたところを修繕しながら維持管理している。それから、小口住宅は7月31日に1戸退出されて、植松は18のうち17世帯が入っている状況にあるという答弁でございました。さらに耐震についての質問には、町営住宅は、全戸耐震はクリアしているという答弁でございました。続きまして、そういった修繕は小規模業者やコミュニティー・ワークセンターに発注する考えはないのかとの質問に、修繕箇所によって対応はしているが、トータル的に一括で直す場合は町内の指定業者をお願いをしているという答弁でございました。それを受けまして、一括発注は簡単で責任もとりやすいだろうが、小規模な業者、あるいはコミュニティー・ワークセンターでもできる範囲も調査して発注してほしいとの発言がございました。そのほかには発言もありませんでしたので、採決の結果、全員の賛成をもって議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第69号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第70号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、及び議案第71号 普通財産の無償譲渡についての審査に入りましたが、いずれも質

疑もなく、採決の結果、議案第69号、70号及び71号は、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設常任委員会に付託を受けました議案の審査内容と、その結果の御報告を終わらせていただきます。

議長（齊木一三君） 総務建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、文教福祉常任委員長 丹羽勉議員。

文教福祉常任委員長（丹羽 勉君） 改めまして、おはようございます。

議長の御指名をいただきましたので、去る9月8日本会議におきまして文教福祉常任委員会に付託を受けました議案7件と請願1件の審査内容と、その結果について御報告いたします。

委員会は、9月11日金曜日午前9時30分より同10時45分まで、第1委員会室において、委員全員と、説明員として副町長初め関係職員の出席を得て慎重に審査いたしました。

付託を受けました議案は、既に本会議において説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

初めに、議案第60号 大口町国民健康保険条例の一部改正について質疑に入りました。出産育児一時金の額は、国が決めないと市町村で独自に決められないのかという質問に、出産育児一時金は、あらかじめ県に協議をして、認可を得てから条例で制定することとされているとの答弁がありました。出産育児一時金の改正内容を住民にどのように周知するのかという質問に、厚生労働省で母子健康手帳に添付するリーフレットを作成するほか、本町では、ホームページ、広報等で周知するという答弁がありました。また、特定健診も広報やホームページで周知できないかとの質問に、10月の最初に広報無線で住民に周知する計画であるとの答弁がありました。出産育児一時金は、10月1日から4万円引き上げることだが、改正健康保険法施行令が5月22日に施行されているので、5月22日にさかのぼることはできないかとの質問に、今回のこの改正は、21年10月1日から23年3月31日までの間、暫定的に増額されるもので、その期間は10月1日からになっているとの答弁がありました。その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第61号 大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑に入りました。

大口町野球グラウンドは、硬式野球のできる施設かという質問に、硬式野球ができるように

つくっていないので、申し込み、問い合わせがあってもお断りしているとの答弁がありました。また、硬式野球を断っているのは、ネットの高さなどの規格に問題があって断っているのかという質問に、ネットの高さは十分あり、風速60メートルに耐える構造になっているが、硬球でやるとネットそのものが切れてしまうので使えないという答弁がありました。その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第64号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第4号）（所管分）について、質疑に入りました。

まちづくりを考える委員会の方向性及び委員の選考についての質問に、まちづくりを考える委員会は、大口町まちづくり基本条例の附則2に基づくもので、今の行政区より大きな枠で組織をつくり、その区域の共通の課題を解決に向けて検討するための土台ともなる組織づくりを目指している。また、その委員には、地域に精通し、行政の代表でもある現区長と行政区の推薦する方をお願いしているとの答弁がありました。委員の任期は複数年と聞いているが、土台づくりに必要な期間はどれくらい見込んでいるのかという質問に、1年半くらいを予定しているとの答弁がありました。また、町の主導で性急な結論は避けてほしいという意見に、委員の意見を十分に聞き、早急に進めて壊れることのないように留意するという答弁がありました。

子育て応援特別手当は、新政権になると凍結されるのではないかという質問に、今のところ凍結にはならないということで、準備を進めているとの答弁がありました。

愛知県緊急雇用創出事業基金の補助金の追加は、どういうことで追加があるのかという質問に、緊急対策の事業基金は、国の交付金に基づき、各都道府県がそれを原資として基金を設定し、それを県と市町村に割り振り、当該年度に執行するもので、第1次の計画募集で予算の余裕があるということで再度計画書を提出し、採択され、新しい補助事業として執行するものであるという答弁がありました。さらに、複数年度にわたる事業を基金にして各年度に割り振るといふ補正予算は、政権交代によりこの基金が凍結してしまうおそれがあるということで、改めて声かけが行われたのではないかという質問に、年度計画に従って県からの交付金を事務処理しているという答弁がありました。

がん検診を無料にしたらどうかという質問に、検診を受けて自分の体を守るという意識の中で考えており、無料化については現状の中で進めていくという答弁がありました。

小中学校の備品購入は、具体的には何を購入するのかという質問に、小学校では、百葉箱、月球儀（地球儀の月版）デジタル生物顕微鏡、中学校では電子てんびん並びに電源装置等の購入を予定しているという答弁がありました。さらに、百葉箱をまた買うのかという質問に、学習指導要領の改訂により、身近な自然の環境という3年生のテーマに対応するものだという答弁がありました。

親子たけのこ自然教室での雇用期間が5ヵ月では、雇用保険の対象とならず、町の事業としてはまずいのではないかという質問に、町の会計が3月31日で終わるという規制の中で事業が形づくられていくという答弁がありました。その他の質問にも適切に答弁がなされ、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第65号 平成21年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑に入りました。

国保の繰越金が1億円になるが、21年度は国保税の値上げをしたので今度は値下げを検討したらどうかという質問に、この秋から冬にかけてインフルエンザの流行が危惧されており、医療費の増加も予想されるので、予備的な形で確保するという答弁がありました。養護教諭や保健の先生には新型インフルエンザの予防接種を優先的に行うことはできないかという質問に、1,900万人分のワクチンの優先順とか、ワクチンの購入など、どのように動いていくか判断できないので、様子を見たいという答弁がありました。その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第66号 平成21年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）については、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第67号 平成21年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑に入りました。

保険料の滞納者数と滞納金額はどのくらいあるかという質問に、4名、36万9,200円という答弁がありました。また、4名の方の保険証はどのように対応しているのかという質問に、現在、通常の保険証を交付しているという答弁がありました。さらに、今後、後期高齢者医療制度は廃止する方向になっていくと思われる中で、短期保険証や資格証明書は当面発行しないと明言してほしい旨の発言に、現行ある制度については、現行の制度に沿った形で運用していくという答弁がありました。その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第68号 平成21年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑に入りました。

介護給付費準備基金の積立金は幾らになるかという質問に、9,737万8,000円という答弁がありました。さらに、幾らまで積み立てるのかという質問に、今年度から3年間の第4期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画がスタートする中、3年で7,000万円くらいの取り崩しを予定しており、今のところ目標は考えていないという答弁がありました。その他の質問にも適切に答弁がなされ、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める請願書について審査しました。

これについては、毎年この趣旨の請願が提出され、採択してきているので、今回も採択でよいとの意見があり、採決の結果、全員の賛成をもって採択することとなりました。

以上で、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案7件と請願1件の審査の内容と結果の報告を終わらせていただきます。

議長（齊木一三君） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、決算特別委員長 吉田正議員。

決算特別委員長（吉田 正君） それでは、議長さんの御指名がありましたので、決算特別委員会の報告を行います。

決算特別委員会は、9月9日に委員8人と酒井町長以下説明のため出席した職員とともに開催をいたしました。

認定第1号 平成20年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、審査結果と質疑の内容を報告いたします。

まず、審査結果については、委員全員が賛成で、認定すべきものと決しました。

以下、質疑について報告します。

一般会計の歳入については、町民税の収納率が93.1%は他の自治体と比べても低い。また、差し押さえなどの滞納整理についての質問がありました。これは、議会の先進地視察がよき例として委員から紹介がありました。町側も収納システムの更新に合わせてコンビニ収納や分納の相談、県税事務所からの徴収と相談などを行っていくと答弁がありました。

一般会計歳出総務費についての質疑を報告します。

決算書附属の成果報告書は、職員の活動報告でもあるが、目標が報告されていないとの質問がありました。副町長は、行政評価の中で目標の数値化などについて難しい面があるが、検討中だと答弁がありました。

定額給付金の申請状況についての質問があり、96.1%の申請率だと答弁がありました。

アスベストやPCB処理についての質問があり、20年度の調査でアスベストが役場階段ホールなどで検出されていると答弁がありました。取りかえていない変圧器の中にPCBが含まれているものがあり、中央公民館の倉庫にも学校で取りかえたPCBを含む変圧器が保管されていることなどが明らかになりました。今後の処理が待たれます。

パソコン導入にプロポーザル方式を導入したと成果報告書で示されているがとの問いに、こ

の方式により、数百万円の経費の削減ができた」と答弁がありました。

町の中型バスの貸し出しがわかりにくいのだがとの質問があり、町の補助団体で、その団体の全体行事でなければ使えないなど、使えないことが幾つか規定されていました。

青色回転灯による夜間パトロールなどの増加が必要だと決算書附属の成果報告書にあるが、どんな対応をするのかの問いに、景気の影響もあり犯罪件数が増加している、大口町内でパトロールがふえれば犯罪が減ると考えている、ガソリンなどの経費は各行政区から補助してもらいたいと答弁がありました。

町長交際費について、本会議で町長は「間違いではないかと思った」と答弁されている。正すべきではとの問いに、今後については考えるけれども、今回の農業委員会との懇談会の支出は訂正しないと答弁がありました。

消防費については、防災訓練で配られた乾パンがカビ臭いのではとの指摘があり、保存場所の変更も考えると答弁がありました。

ホバークラフトがあるが、このまま持ち続けるのかとの問いに、使える間は持ち続けたいと答弁がありました。

消防水利の未設置区域をなくすと成果報告書に書いてあるが、消火栓に近いところで火事があったが、私有地が阻んでホースを引くことができず、結局遠くの消火栓から水を引く例があった。考慮すべきではとの問いに、図面上では整備されていることになっているとの答弁がありました。さらに、現場での確認をせよと質問者は答弁を求めました。図面上の道路で判断して、距離の確認をし、水利を考えていくと答弁がありました。

続いて、民生費の質疑について報告します。

独居老人、高齢者夫婦などのリストは民生委員に渡っているのかの問いに、個人情報なので、民生委員の足で稼いだ台帳を持っているとの答弁がありました。

緊急通報システムについての質問があり、平成20年度は14件設置し、72台設置されていると答弁がありました。

生活保護世帯はふえているのかの問いに、特にこの半年あたりでは、派遣切りなどの影響でふえていると答弁がありました。

保育園に入園するのに就業証明書は要するのか、また、調理員は正職員かとの問いに、就業証明書は要とのこと、調理員は10人中1人が正職員との答弁がありました。

衛生費の質疑について報告します。

水質調査や大気調査の結果はどうかの問いに、水質調査では、窒素や磷の増加が見られると答弁がありました。

矢戸川では、真っ白だったり、真っ茶になったりする日があるが承知しているのかの問いに、

発生元に指導していると答弁がありました。

資源ごみのスタンプ制度で何世帯が報償金をもらったかの問いに、394世帯から申請があったと答弁がありました。

剪定枝再生委託料は、前年度のほぼ2倍になっているが、業者の持ち込み等の不正はないのかとの問いに、集積場には、平日はかぎをかけ、利用者には申請書を書いてもらっているとの答弁がありました。

商工費の質疑について報告します。

尾北自然歩道の整備は終わるが、路面の点滅灯は破損したり、路面がでこぼこしているので修繕すべきとの問いに、全線歩いて調査し、修繕していきたいとの答弁がありました。

五条川の桜の管理について、二度手間にならないように枝切りをすること、消毒をしているけれども、毛虫のふんで路面が滑りやすくなっているとの問いに、枯れた枝かどうかわかるように、葉が出ているときに枝切りを行う、毛虫を全滅させることができないので、消毒については苦慮しているとの答弁がありました。

農業費についての質疑を報告します。

農産物コンテストは、参加者が少ない。8月の中旬に行うのは時期が悪いのではとの問いに、農協とのタイアップなどを含め、行う時期を早めるなどの工夫をすると答弁がありました。

農業公園構想用の備品の購入は何かの問いに、廃食油の再生燃料化装置を351万7,500円で購入したと答弁がありました。

あぜ道の管理に除草剤の使用を少なくする方向にとの問いに対し、広報に努めるとの答弁がありました。

土木費の質疑について報告します。

小口線延伸についての質問があり、予備設計を行ったが、交差点について公安委員会との協議が進んでいないので確定していないとの答弁がありました。

小口城址公園の桜は、成長して込み合っているので間引く必要があるのではとの問いに、そのとおりとの答弁がありました。

教育費についての質疑を報告します。

中学校の施設管理についての問いに、ビル管理会社に水道検査や害虫防除、トイレ清掃やブルーろ過など、14項目を一括で委託しているとの答弁がありました。

給食センターの外装も傷んでいるのではとの問いに、網戸や外装に汚れがあるので、清潔にしていきたいとの答弁がありました。

教科センター方式の見直しという声を聞くが、アンケートを実施してはどうかとの問いに、校長に伝えるとの答弁がありました。

アニメーション講習とは何かの問いに、子供への読書の楽しさを引き出すための読書指導のこととの答弁がありました。つまり、読書指導のことでした。

伝統芸能保存事業の振興策について質問があり、学校からも、子供が興味を引き参加できるようにしていきたいと答弁がありました。

特別会計についての質疑を紹介します。

下水道事業について、水洗化率向上への工夫はとの問いに、企業などにも接続の協力を願っていくとの答弁がありました。

農業集落家庭排水事業については、脱水汚泥の炭化肥料化とは何かとの問いに、三重県の民間施設で加工し、ふれあいまつりなどで無料配布しているとの答弁がありました。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長（齊木一三君） 決算特別委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、委員長報告・委員報告に対する質疑を終了いたします。

これより討論・採決に入ります。

議案第60号 大町国民健康保険条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第60号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第61号 大町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第61号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第62号 大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第62号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第63号 大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第63号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号 平成21年度大口町一般会計補正予算(第4号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第64号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第65号 平成21年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第65号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第66号 平成21年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第66号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第67号 平成21年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。
す。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第67号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第68号 平成21年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論に入ります。
ます。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第68号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第69号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第69号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第70号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第70号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第71号 普通財産の無償譲渡について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第71号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

認定第1号 平成20年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、討論に入ります。

ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 平成20年度の決算認定についての反対討論を行わせていただきます。

平成20年度の予算の特徴は、後期高齢者医療制度が導入をされたこと、子供の医療費は入院とも中学3年生まで無料化されたこと、大口中学校の体育館の改修や旧校舎の解体、外周の整備工事などが行われたことなどであります。

子供の医療費の無料化を拡大したことについては高く評価をしたいと思います。しかし、受益者負担だということで、延長保育料を徴収し、主に母子家庭などに重い負担を課して、安心して働くことができないという批判があったことは否めません。子育ての足を引っ張り、男女共同参画、女性差別撤廃条約、子供の権利条約などの精神に反する時代錯誤の行政だったと言わなければなりません。住民から強い批判を受けておりますので、抜本的な改善が必要であると思います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者と65歳以上の障害者を問答無用で一つの保険制度に囲い込み、年金から保険料を天引きし、低年金で天引きができない人が滞納した場合には保険証を取り上げることが可能とし、保険のきく医療を制限するという、世界でも例のない差別医療制度を持ち込むもので、町内で約1,600人の高齢者が対象となりました。年寄り早く死ねと言うのかと、ごうごうたる非難の声が大口町内でもありましたけれども、強行されたものであります。

少子高齢化にいかに対応していくのか、これが行政の最大の課題であると言われております。こうした中、国は毎年2,200億円の福祉予算の削減を強行し続けました。国民の自己責任を強調し、国民の自立を強制してまいりました。障害者にも、例外ではないと応益負担を押しつけたなどというのはその最たる例であります。こうした国の福祉予算の削減路線に大口町は無批判に迎合していたと言わなければなりません。

8月30日に執行された総選挙は、こうした自公政治に退場を求める国民の厳しい批判の審判が下されました。民主党中心の政権が誕生し、そのマニフェストの実行、これが始まっておりますけれども、このことに国民の大きな評価と高い関心が高まっています。今までの国及び地

方の行政のあり方が大きく転換を求められ、国民の目線、住民の目線を大切にす行政、これを求める声が高まっております。このことを謙虚に受けとめて、町政のあり方についても検討し、見直すべきは大胆に見直して、住民の負託にこたえる町政になるように求めて、私の反対討論とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 木野春徳議員。

12番（木野春徳君） 認定第1号 平成20年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成20年度の日本経済は、前半までは企業の好景気を持続してきました。しかし、9月にサブプライムローン問題に端を発したリーマンショックによる世界的な金融危機により、過去に例を見ないような速さで景気が悪化し、輸出や生産の急激な減少に加え、設備投資などの民間需要も減少するなど、100年に1度と言われるような経済危機を迎え、今なお続いています。

このような状況下において、本町の一般会計の財政状況の歳入については、自動車関連企業を初め、町内企業の景気後退による町民税の減収、また大口中学校建設工事が終了したことに伴い、国庫補助金や基金繰入金、学校整備事業債の減額などにより、前年度対比21.4%、24億円ほどの減額となりました。

歳出についても、前年度対比23%減、24億円ほどの減額となっています。この要因としては、財政調整基金による積立金が増加したものの、大口中学校建設工事による教育費が26億7,000万円の減額となったことによるものです。

財政分析指標としては、財政力指数が過去最高の1.74を初めとして、経常収支比率は前年度対比4.5ポイント増、公債費比率1.1ポイントの減少となり、平成20年度の大口町においては、町民税の落ち込みはあったものの、前年度に引き続き健全な財政運営がなされたことは、町執行部の努力を評価できるものです。

以上のように、一般会計及び特別会計ともにそれぞれの分野において適正かつ効率的に予算の執行がされ、適切に処理がされており、この決算認定に賛成するものであります。以上で討論を終わります。

議長（齊木一三君） これをもって、討論を終了いたします。

続いて、認定第1号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（齊木一三君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

請願第1号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める請願書について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、請願第1号の採決に入ります。

この請願に対する委員長の報告は、採択であります。

委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本請願は採択することに決定いたしました。

議案第72号、議案第73号及び諮問第2号について(討論・採決)

議長(齊木一三君) 日程第3、議案第72号 教育委員会委員の任命について、議案第73号 教育委員会委員の任命について及び諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括議題といたします。

議案第72号 教育委員会委員の任命について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第72号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第73号 教育委員会委員の任命について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第73号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、討論に入ります。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、諮問第2号の採決に入ります。

本案については、適任とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は適任とすることに決定いたしました。

議員提出議案第6号から議員提出議案第9号までについて（提案説明・討論・採決）

議長（齊木一三君） 日程第4、議員提出議案第6号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書提出についてから、議員提出議案第9号 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書提出についてまでを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第6号から第8号までについて、木野春徳議員。

12番（木野春徳君） それでは、議長さんの御指名を受けましたので、議員提出議案について、朗読をもって提案説明とさせていただきます。

議員提出議案第6号

学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成21年9月24日提出

提出者	大口町議会議員	木野春徳
賛成者	大口町議会議員	吉田正
〃	大口町議会議員	岡孝夫
〃	大口町議会議員	宮田和美
〃	大口町議会議員	丹羽勉

” 大口町議会議員 鈴木 喜 博

” 大口町議会議員 酒 井 久 和

学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書

未来を担う子どもたちが健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちを取り巻く教育課題は依然として克服されていない。また、特別支援教育のあり方や日本語教育の必要な子どもの増加などの課題にも直面している。これらの解決に向け、子どもたちにこれまでも増してきめ細かに対応するためには、学級規模の縮小は不可欠である。各地方自治体ごとの工夫で学級規模の縮小が行われているものの、その配置教員などの財政負担は本来国が負うべきものとする。

一方、第7次定数改善計画が2005年度に完結して以来、次の改善計画の実施は見送られたままになっている。また、行政改革推進法の制定により、文部科学省のその後の教員定数改善措置は、学校現場の課題解決に結びついたものとは言えず、子どもたち・保護者・県民の願いに応えるものとはなっていない。昨年度に閣議決定された教育振興基本計画についても財政的保障や数値目標のないものであった。

一人ひとりに行き届いた教育を実現するためには、教員が子どもと向き合う時間を確保し、よりきめ細かな指導が可能となるようにしていかなければならない。そのためにも、教職員定数増をはじめとした教育条件整備が重要であり、次期定数改善計画の実施を含めた国によるさらなる定数改善が望まれる。

よって、平成22年度の政府予算編成期にあたり、国段階における学級規模の縮小と次期定数改善計画の早期実施に向けて、十分な教育予算を確保をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月24日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣 鳩 山 由紀夫

財 務 大 臣 藤 井 裕 久

文部科学大臣 川 端 達 夫

総 務 大 臣 原 口 一 博

議員提出議案第7号

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成21年9月24日提出

提出者	大口町議会議員	木野春徳
賛成者	大口町議会議員	吉田正
"	大口町議会議員	岡孝夫
"	大口町議会議員	宮田和美
"	大口町議会議員	丹羽勉
"	大口町議会議員	鈴木喜博
"	大口町議会議員	酒井久和

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても、学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由とした私学助成削減の動きが急速に広がっている。愛知県においても、財政危機を理由として平成11年度に総額15%、生徒1人当たり約5万円に及ぶ経常費助成（一般）の削減がなされた。

その後、県の私学関係予算は、国の私学助成の増額ともあいまって、単価では増額に転じてきたが、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。このままでは、学費と教育条件の公私格差が一層拡大し、緒についた教育改革にも重大な影響が出ることは必至である。

さらに、昨今の不況が子どもを直撃し、経済的理由で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、教育の機会均等を著しく損なっている。

このような私学を取り巻く厳しい状況の中で、都道府県における私学助成制度の土台となっている国の私学助成が果たす役割はますます大きくなっている。

今年度予算では、高校生以下では106億円、1.7%増額されるとともに、特に経済的理由による就学困難な生徒を救済するために、授業料免除事業支援のための特例交付金が3年間で486億円計上されるなど、私学への予算措置は一定の前進をみせている。

しかし、各県の「授業料助成」制度については、国にその制度がないために、地域間格差が極めて大きく、全体の到達水準も低く抑えられているのが実情である。今後、生徒・保護者の負担を軽減し、公私格差を是正するためには、国で「授業料助成」の制度を実現していただくことが急務と考える。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母国民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するための授業料助成を実現するとともに、併せて私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月24日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
財務大臣 藤井裕久
文部科学大臣 川端達夫
総務大臣 原口一博

議員提出議案第8号

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成21年9月24日提出

提出者 大口町議会議員 木野春徳
賛成者 大口町議会議員 吉田正
" 大口町議会議員 岡孝夫
" 大口町議会議員 宮田和美
" 大口町議会議員 丹羽勉
" 大口町議会議員 鈴木喜博
" 大口町議会議員 酒井久和

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書

私立学校は、公立学校とともに県民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、県においては、学費と教育条件の公私間格差是正と父母負担軽減を目的として、「経常費1/2助成（愛知方式）」、「授業料助成」など、各種助成措置を講じてきたところである。

平成11年度に経常費助成が総額15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、単価では増額に転じてきたが、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。そうした中で、昨年来、世界的不況に起因する税収減など、未曾有の財政難に直面する中、県は、苦渋の決断をされ、私学助成の今年度予算の総額を維持し、授業料助成の現行制度を堅持された。

その努力を多とするものであるが、しかし一方で、私学経費の2分の1を助成する現行の「愛知方式」では、経費を節減すればするほど助成額が減額されるという矛盾をはらんでおり、これに代わる新たな助成制度の確立が急務となっている。今のままでは、学費と教育条件の公私格差が一層拡大していくという状況にかんがみ、公私格差を是正することにつながる新たな助成制度の実現が切望される。

また、昨今の不況が子どもを直撃し、経済的理由で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。さらに、過重な学費負担のために、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、教育の機会均等を著しく損なっている。授業料助成は、家計の困難家庭への救済策としてばかりではなく、学校選択の自由を保障する重要な教育制度となっていることにかんがみ、さらに拡充すべきものとする。

私立高校は、生徒急増期においては、生徒収容で多大な役割を担うなど、公私両輪体制で県下の公教育を支えてきたものであり、それは、長年にわたる県政の最重点施策でもあった。確かに、県の税収減など財政難には厳しいものがあるが、そうした時だからこそ、公私立間で均衡のとれた財政措置をとることが求められている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な県民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

したがって、当議会は、私立高校等への経常費助成を増額し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる新たな助成制度を確立することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月24日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

愛知県知事 神田真秋

以上で提出理由を終わらせていただきます。

議長（齊木一三君） 続いて議員提出議案第9号について、柘植満議員。

3番（柘植 満君） それでは、朗読をもって説明とさせていただきます。

議員提出議案第9号

地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成21年9月24日提出

提出者	大口町議会議員	柘植	満
賛成者	大口町議会議員	丹羽	勉
〃	大口町議会議員	木野	春徳
〃	大口町議会議員	酒井	久和
〃	大口町議会議員	吉田	正輝

地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書

新政権の発足とともに、民主党のマニフェストに示された政策・制度への変更が進められることとなります。

一方、前政権下において、わが国が直面している未曾有の経済危機を克服するために、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算が可決成立しています。総額で14兆円を超えるこの予算には、地方活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、経済対策関連の自治体に交付される15の基金などの創設等が計上されており、各地方自治体は、当該基金などの活用を前提に、経済危機対策に資する事業を計画し、補正予算の議決と事業の執行を目指して、準備を行っているところです。

新政権によって、前述の経済危機対策事業についての予算執行が見直されることになれば、すでに関係事業を執行中、あるいは執行準備が完了し、当該事業の広報・周知が済んでいる地方自治体にとって、誠に憂慮すべき事態の発生が懸念されます。

万一、関係事業を中止せざるを得ない事態になれば、地方自治の混乱を招くだけでなく、地域雇用情勢にも深刻な打撃を与え、経済対策の効果によって、景気底入れから成長に転じる兆しの出てきた日本経済に悪影響を及ぼしかねない恐れがあります。

上記の状況を考慮し、政府におかれましては、政策の見直し、税制の改革、制度の変更にあたっては、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算によって、地方自治体の進めてきた施策や事業について財源問題で執行に支障が生じることのないよう行われることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年9月24日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

総務大臣 原口一博

財務大臣 藤井裕久

以上です。

議長(齊木一三君) これをもって提案理由の説明を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案については、質疑を省略し、直ちに討論・採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

議員提出議案第6号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第6号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第7号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第7号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第8号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第8号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第9号 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 岡孝夫議員。

4番(岡 孝夫君) 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書の提出について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

この意見書は、前政権が打ち出した14兆にも及ぶ補正予算に関し、新政権が行おうとしている政策の見直し、制度の変更などにより、経済対策などにかかわる予算の凍結が、地方自治体への混乱、悪影響を与えるものではないかとの懸念から、財源問題で執行に支障がないよう求めているものと理解しております。

さきの選挙では、税金の無駄遣いをやめてほしいと国民が審判を下したのだから、今までどおり継続してほしいと要望するのはおかしい。生活第一という方針で国が改革しようとしているのに、個々の問題ならわかるが、今までどおり全部残せでは地方のわがままではないか。未執行分については、より有効なものに組み替えていくという考え方もあるなどの声があります。

ある新聞の社説によれば、執行済みか未執行かで仕分けせず、意味ある対策か、効果はあるのかという本質的な視点で見直すべきだ。さらに、補正には道路などの公共事業費も盛り込まれたが、数兆円規模の予算が手つかずと見られている。民主党は無駄な公共事業の見直しを公約にしてくただけに、大胆に切り込んでほしい。

こうした激変のあおりをこうむるのは、官庁や補正予算を当てにしていた地方自治体という見方がある。実際、都道府県知事らから、相当な混乱が出るとの声聞く。だが、広く長期に市民生活が混乱するようならばともかく、役所内の調整や外郭団体、議会との関係などを念頭に、面倒だと思ったり、手間を惜んでいるのなら問題だ。政権交代という潮流の変化を現実問題として受けとめ、そもそも必要な予算だったかを含め柔軟に対応すべきだ。景気の下支え効果が損なわれる心配も出ているが、今年度補正の景気刺激効果は、もともと疑わしかった。経済対策が必要で、なおかつ有効な対策があれば改めて予算化すればよいとあり、私は既に決まったことだからではなく、政権交代をきっかけに改めて見直すべきといったこのような考え方に共感を覚えるものです。

一方、政権政党内からは、地方分権を大切にしている党として、地方への補助金も出すべきものは出す必要がある。地方自治体にかかわる予算について、慎重に対応するとともに、災害対策や地方自治体が歳入として見込む緊急性が高い予算などは除外するなどの声もあるようです。財務大臣は17日未明の記者会見で、補正予算に盛り込まれた事業について、一定の基準を月内に決め、その後、凍結に踏み切る方針を明らかにし、不要な事業は取りやめることで数兆円の財源を確保できるとの見通しも示したが、凍結基準の中身については、原則として地方の分はあまり厳しい対応をとってはいけない。逆に天下り法人みたいなところは、はがしてもいいとし、補正凍結に反発が強い地方自治体に配慮する考えを強調した。

また、国交大臣においても21日、私個人の考えでは、民間や地方と契約に入っているものは、凍結は難しいと述べ、発注済みの事業や地方自治体に交付決定した補助金などの凍結は困難との認識を示したとも伝わっております。

以上申し上げましたとおり、現時点では政権交代における過渡期の真ただ中と思われ、理想と現実のギャップの中、現政権政党が、今後どのようなスタンスで、どのようなハンドリングを行おうとしているのかが極めてわかりづらい状況において、本町議会としてこの意見書を提出することは時期尚早ではないかと判断し、反対討論といたします。

議長（齊木一三君） 他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 木野春徳議員。

12番（木野春徳君） 議員提出議案第9号 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書提出について、賛成の立場で討論させていただきます。

この意見書は、国において補正予算が成立したのを見直すことについて言及したものであります。

大口町においても、さきに議決された一般会計補正予算で示されたとおり、既に各種事業が

予算化され、施行を待つばかりになっております。このような状況下でありながら、予算の凍結、事業の中止となれば、地方が混乱するだけでなく、日本経済にとっても悪影響となりかねません。

よって、私は地方自治の継続性を維持するためにも、この意見書の提出に賛成するものであります。以上です。

議長（齊木一三君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議員提出議案第9号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（齊木一三君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第74号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（齊木一三君） 日程第5、議案第74号 明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事（第2工区）請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 議長さんよりお許しをいただきましたので、追加上程をさせていただきます議案の説明をさせていただきます。

議案第74号 明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事（第2工区）請負契約の変更について。

大口北小学校整備工事（第2工区）の請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、生涯教育部長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長、説明願います。

生涯教育部長（三輪恒久君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第74号 明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事（第2工区）請負契約の変更については、本年6月11日に指名競争入札を執行し、松岡建設株式会社に落札、6月17日の議会最終日に契約議決6,557万9,850円、工期は契約締結の翌日から平成22年3月19日までの契約議決をいただいたところであります。

今議会に上程させていただいておりますのは、旧大口北部中学校プール床の改修を施工する

ため、既設シートを撤去したところ、モルタルの浮き及びクラックが確認をされたため、下地モルタルがこのような状態のままシート防水、ビニール底シートを施工しても、近い将来、モルタルのふくあいが原因となり、プール床面が浮いたり、亀裂が入る可能性があります。したがって、追加工事の必要があることから請負契約に変更が生じるため、地方自治法第96条第1項5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める事件となりましたので、今議会にお願いするものであります。

1．契約の目的、明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事（第2工区）。2．契約金額、変更前、金6,557万9,850円、変更後、金6,933万6,750円。3．契約の相手方、江南市古知野町牧森107番地、松岡建設株式会社代表取締役 松岡一成。

なお、変更設計内訳表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第74号の説明とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条の規定により、同一議員につき、同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承を願います。

なお、質疑、答弁とも簡潔・明瞭をお願いをいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議案第74号 明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事（第2工区）請負契約の変更について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第74号の質疑を終了いたします。

これより、討論・採決に入ります。

議案第74号 明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事（第2工区）請負契約の変更について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第74号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員派遣について

議長（齊木一三君） 日程第6、議員派遣についてを議題といたします。

大口町議会会議規則第119条の規定により、お手元にお配りしましたとおり議員を派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については可決されました。

閉会の宣告

議長（齊木一三君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成21年第9回大口町議会定例会を閉会いたします。

（午前10時57分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会議長 齊 木 一 三

大口町議会議員 鈴 木 喜 博

大口町議会議員 吉 田 正 輝

写

平成21年9月14日

大口町議会議長 齊木 一三 様

総務建設常任委員会

委員長 倉知 敏美

総務建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第75条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
第62号	大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	原案可決
第63号	大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正について	原案可決
第64号	平成21年度大口町一般会計補正予算(第4号)(所管分)	原案可決
第69号	平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第70号	愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	原案可決
第71号	普通財産の無償譲渡について	原案可決

写

平成21年9月11日

大口町議会議長 齊 木 一 三 様

文教福祉常任委員会

委員長 丹 羽 勉

文 教 福 祉 常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第75条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
第60号	大口町国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
第61号	大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
第64号	平成21年度大口町一般会計補正予算(第4号)(所管分)	原案可決
第65号	平成21年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第66号	平成21年度大口町老人保健特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第67号	平成21年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第68号	平成21年度大口町介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決

請 願	件 名	結 果
第1号	学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める請願書	採 択

写

平成21年9月9日

大口町議会議長 齊 木 一 三 様

決算特別委員会

委員長 吉 田 正

決算特別委員会審査報告書

認定第1号 平成20年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

本委員会に付託された平成20年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。